

伊丹市

障害福祉サービス等支給決定基準 (ガイドライン)

＜目 次＞

1. 障害福祉サービスの支給決定における考え方	2
2. サービス支給決定基準の視点	2
3. 相談窓口	2
4. 相談支援の充実について	3
5. 介護給付費、訓練等給付費及び地域相談支援給付と障害支援区分の関係について	5
6. サービス利用開始までの概要	6
(1) 障がい者、難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ	6
(2) 障がい児、18歳未満の難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ	8
(3) 支給決定までの事務について	9
(4) 支給決定後のサービス利用方法について	11
7. 障害福祉サービスの利用要件及びサービスの要否の判断基準	12
(1) 訪問系サービス	12
(2) 日中活動系サービス	14
(3) 居住系サービス	16
(4) 児童福祉法に基づく児童通所サービス	16
8. 伊丹市の判断基準（支給量）	22
(1) 訪問系サービスの基準（支給量）	22
(2) 訪問系サービスの基準（重度訪問介護の訪問先拡大）	25
(3) 日中活動系サービスの基準（支給量）	26
(4) 居住系サービスの基準（支給量）	26
(5) 障がい児童の基準（支給量）	26
9. 地域生活支援事業	27
10. 児童通所サービス	27
11. サービス利用に関するQ&A	28
12. 利用事例（サービス利用例）	30

＜伊丹市健康福祉部地域福祉室障害福祉課＞

＜伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課＞

1. 障害福祉サービスの支給決定における考え方

障害福祉サービスの支給決定では、個々の障がいのある人、難病患者等（対象疾患一覧は巻末にあります）への支援の必要性に着目して、公費で助成すべき福祉サービスの種類や量を決めることとなるため、福祉サービスの適正な運用には、この障害福祉サービスの支給決定が、適正・公正に行われることが重要です。

このため、伊丹市では障がいのある人、難病患者等の地域での生活を公費で支援する範囲を定めた障害福祉サービス等の支給決定基準（以下「ガイドライン」といいます。）を策定します。

2. サービス支給決定基準の視点

ガイドラインは、障害福祉サービスの支給申請者に、公費で助成すべき福祉サービスの種類と支給量を決定する際の判断基準となるものです。

このことは、障がいのある人、難病患者等が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な支援を明らかにするとともに、その人の生活を支援するケアプランを作成することを目的に下記の視点を明らかにします。

＜ガイドラインの視点＞

（１）利用者にわかりやすい支給決定

障害福祉サービスの申請から支給決定の経過を利用しやすく、わかりやすいものにします。

（２）サービス利用要件の明示及び公費によるサービス支給決定基準の設定

障害福祉サービスの利用要件を明示することによって、利用者の拡大とともに申請の円滑化を図るため、支給決定の検討基準となるサービス支給決定基準を明示します。

（３）支援の必要度の把握

介護給付の場合は、障害支援区分認定調査票（８０項目）、特記事項・概況調査票、サービスの利用状況票により、利用者（申請者）からの利用希望意向等を把握することにより、地域生活において必要な支援の必要度を明確にした上で支給決定が行えるようにします。

児童については、障がい児の心身の状況（５領域１１項目及び５領域２０項目）、保護者の状況等の聴き取り調査により支給決定を行います。

また、訓練等給付においても、障害支援区分認定調査票（８０項目）を用いた調査を実施し、必要性を勘案します。

（４）「伊丹市障害者計画」及び「伊丹市障害福祉計画」との整合性

支給決定基準の設定に関しては、「伊丹市障害者計画」及び「伊丹市障害福祉計画」の基本的理念を踏まえ、計画との整合性を図ります。

3. 相談窓口

（１）障害福祉課…障がい者、難病患者等の窓口です。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの利用に関する窓口です。（手話通訳士がいます。）

（２）こども福祉課…障がい児、18歳未満の難病患者等の窓口です。

児童に関する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉サービス等の利用に関する窓口です。

（３）伊丹市立こども発達支援センター（あすばる）…発達の気になる子どもの窓口です。

（伊丹市千僧１丁目４番地２ TEL：784-8128）

発達の気になる子どもの福祉サービス利用や、施設サービス（通所・入所）の利用支援に関する

相談窓口です。

(4) 委託相談支援事業所

伊丹市には、障害福祉サービスに関する相談や各種の相談支援の充実を図るため、障害福祉課・子ども福祉課以外の身近な相談窓口として委託相談支援事業所があります。

委託相談支援事業所名	開設日及び委託先	所在地	電話番号
障がい者相談支援事業所 地域生活支援センター (3 障害の総合拠点)	月～金 AM9～PM5：30 (社福)伊丹市社会福祉協議会	広畑3丁目1 市立地域福祉総合センター(いきいきプラザ内)	787-6798
障がい者相談支援事業所 ウィズゆう (知的障がい者中心)	月～金 AM9～PM5 (社福)いたみ杉の子	鴻池1丁目10-5 (メゾン杉の子1F)	777-7471
障がい者相談支援事業所 障がい者生活支援コーナー (身体障がい者中心)	火～土 AM9～PM5：30 (社福)伊丹市社会福祉協議会	昆陽池2丁目10 市立障害者福祉センター (アイ愛センター内)	772-0221
障がい者相談支援事業所 いたみコミュニティケア センター (精神障がい者中心)	月～金 AM9～PM5 (NPO法人) アイトリプルシー ICCC	寺本1丁目114 三晃ビル2F いたみコミュニティケアセンター (地域活動支援センター どりー夢内)	777-2121

(5) 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

障害福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス事業者等との連絡調整を行う窓口です。サービス利用後には、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しの支援も行います。(伊丹市が指定を行い、事業所一覧は別途あります。)

4. 相談支援の充実について

これまでは、サービス利用計画については、市の支給決定後に作成することやその作成する対象者が限定されていましたが、平成24年4月からケアマネジメントにより障がい者(児)の自立した生活をきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成対象者が大幅に拡大され、また、支給決定の前に指定を受けた事業者(特定相談支援・特定障害児相談支援)がサービス等利用計画案を作成し、支給決定前に市に提出するよう変更されました。

(1) 対象者

(ア) 計画相談支援の対象者

障害福祉サービスの申請をした障がい者、難病患者等若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請をした障がい者、難病患者等。

(イ) 障害児相談支援の対象者

障害児通所支援を申請した発達の子どもの気になる子どもと障がい児、18歳未満の難病患者等

(2) 計画相談支援にかかる事務の流れ

① 市が対象者にサービス等利用計画案の提出を依頼

※ただし、対象者が介護保険制度のサービスを利用する場合については居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の対象となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援等の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

- ② 申請者が指定特定相談支援事業者（又は障害児相談支援事業者）にサービス等利用計画案作成を依頼（利用契約）する。
- ③ 指定特定相談支援事業者は、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう、サービス等利用計画案を作成し対象者に説明を行う。
- ④ 申請者は、作成されたサービス等利用計画案を市に提出する（相談支援専門員による代理提出可）。
- ⑤ 市は、障害支援区分やサービス利用意向聴取を行い、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定案を作成。
- ⑥ 市は、支給決定案とサービス等利用計画案が乖離する場合、申請者・相談支援専門員等と必要に応じて協議調整を行う。
- ⑦ 市は申請者に対して、サービスの支給決定と併せて計画相談支援給付費の支給（モニタリング期間等を記載）を通知する。
- ⑧ 指定特定相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等と連絡調整を行うとともに、当該支給決定にかかる障害福祉サービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、サービス利用開始に向けた支援を行う。
- ⑨ 指定特定相談支援事業者は、支給決定された期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ⑩ 指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等との連絡調整を行い、支給決定又は支給決定の変更に係る申請を行うよう勧奨を行う。

5. 介護給付費、訓練等給付費及び地域相談支援給付と障害支援区分の関係について

(1) 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付の基本的な性格

介護給付は、障害に関する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護などが該当します。

訓練等給付は、障がい者、難病患者等が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。

地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者、難病患者等が退所・退院するための支援や、地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

(2) 介護給付と障害支援区分

市は介護給付の申請があった場合についてのみ、障害支援区分の認定を行います（者に限る）。

障害支援区分は、障がい者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、市がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つです。

障がい者、難病患者等に対する介護給付の支給決定は、障害支援区分のほか、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、及びサービス等利用計画案を勘案して、サービスの種類や量について、個別に支給決定を行います。

(3) 訓練等給付の支給決定

訓練等給付は、できる限り障がい者本人、難病患者等本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式に支給決定を行います。

したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き暫定支給決定の対象になります。

(4) 地域相談支援給付決定

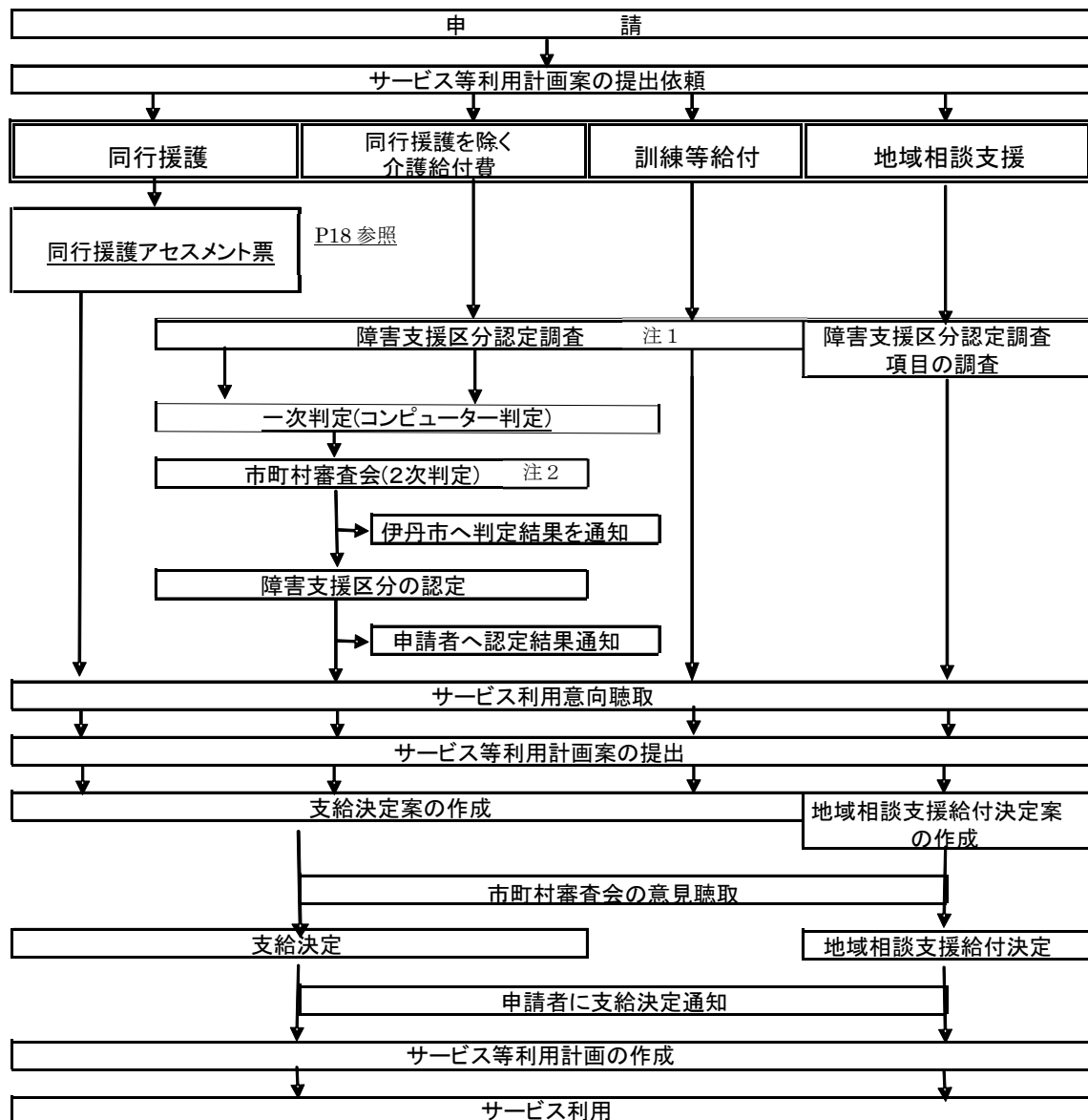
地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要ですが、伊丹市では対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査は実施します。

6. サービス利用開始までの概要

(1) 障がい者、難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ

障害福祉サービス等を利用するには市に申請をし、聴き取り調査の後、支給決定を受ける必要があります。障がい者、難病患者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、市は支給決定の各段階において、①障がい者、難病患者等の心身の状況（障害支援区分）②社会活動や介護者、居住等の状況③サービスの利用意向④訓練・就労に関する評価を把握した上で、支給決定を行います。

<支給決定までの流れ図>



注1. 障害支援区分

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）で障害福祉サービスを利用したい場合、まず、障がい者、難病患者等の心身の状況（障害支援区分認定調査項目）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を調査・把握し、非該当か障害支援区分1～6のいずれかの判定がなされます。

注 2. 市町村審査会

(目的) 審査会は、障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定を行うことを目的に設置しています。

(業務) 審査会は、次の 2 つの審査判定業務を行います。

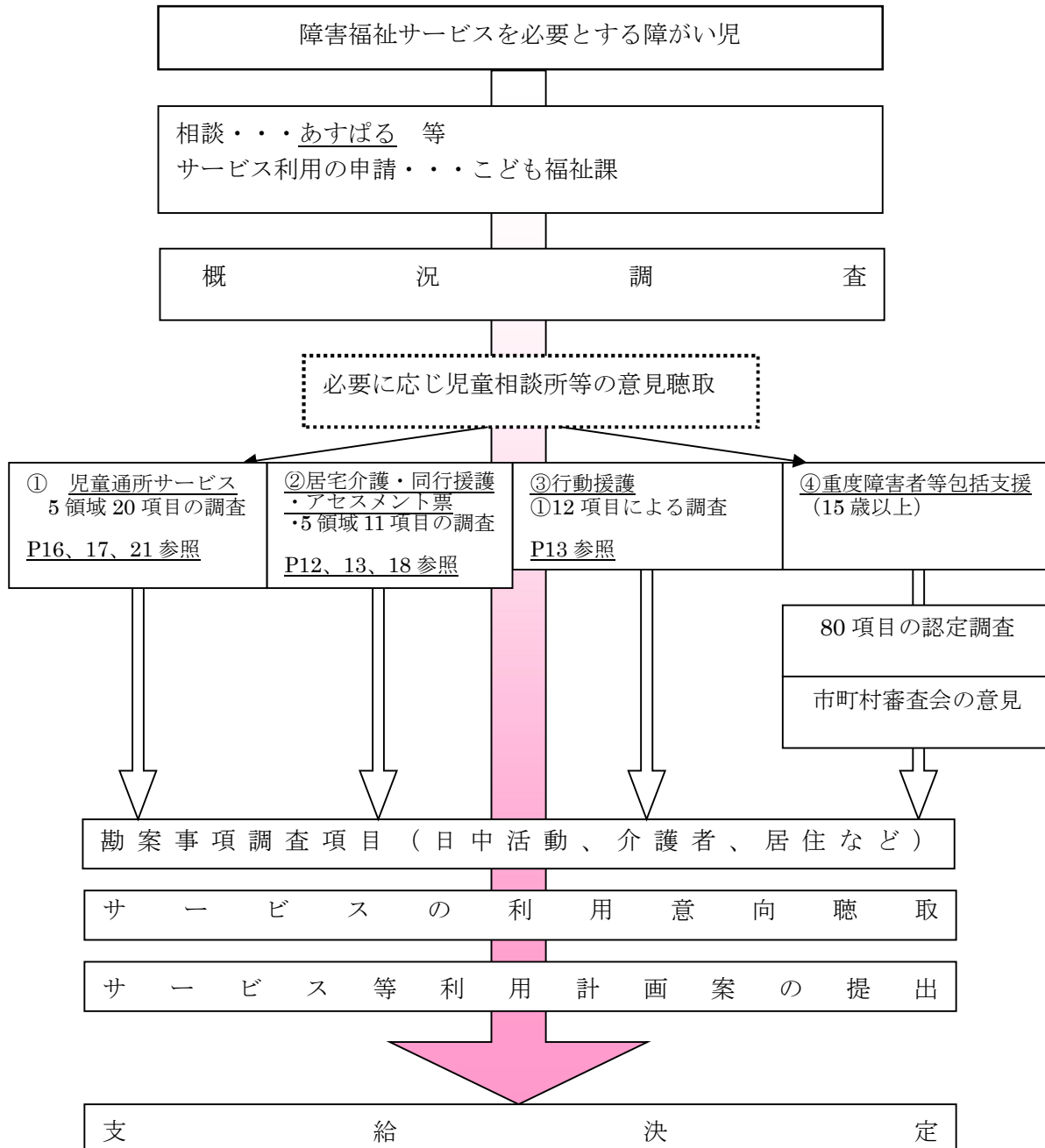
- 介護給付に係る障害支援区分に関する審査及び判定をします。
 - ・ 障害支援区分に該当するかどうか、該当する場合にどの区分に該当するかについて審査、判定をします。
 - ・ 障害支援区分認定の有効期間を定める意見、伊丹市が支給決定を行う際に考慮すべき事項がある場合に意見を述べます。
- 伊丹市の支給要否決定に当たり意見を述べます。
 - ・ 伊丹市の求めに応じて伊丹市の作成した支給決定案が伊丹市の定める支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について意見を述べます。

(委員の構成等) 委員は、障がい者、難病患者等の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を伊丹市長が任命（任期は3年）。委員の定数は 11 人で、そのうち任意の 5 人で合議体を構成し、審査会を開催します。

（２）障がい児、18歳未満の難病患者等におけるサービス支給決定までの流れ

障害福祉サービス等を利用するには市に申請をし、聴き取り調査の後、支給決定を受ける必要があります。障がい児、18歳未満の難病患者等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、市は支給決定の各段階において、①障がい児の心身の状況（5領域20項目の調査）②社会活動や保護者、居住等の状況③サービスの利用意向などを把握した上で支給決定を行います。

<支給決定までの流れ図>



※ 重度訪問介護については、15歳以上で児童福祉法第63条の3の規定に基づき児童相談所長が利用することが適当であると認め、市町村長が通知を受けた場合、障がい者とみなし、障がい者の手続きに沿って要否を決定します。

(3) 支給決定までの事務について

申請日から概ね1ヶ月～2ヶ月で支給決定を行います。

一連の支給決定事務については、申請時に受理した書類、及び介護給付費・訓練等給付費支給決定調書、勘案事項整理票に基づく調査、サービス支給決定基準による照合、必要に応じて開催されるケースワーカー会議等を通じて決定します。

項 目	内 容
①相 談 サービス等利用 計画案提出依頼 書	障害福祉サービス制度の利用について相談をしたり、申請に関して助言を受けたりすることができます。 ○障害福祉課 ○こども福祉課 ○あすばる ○委託相談支援事業者 ○指定特定・指定一般相談支援事業者 市は、「サービス等利用計画案提出依頼書」を申請者へ渡し、サービス等利用計画案の提出を依頼します。
②サービス利用 要件の確認	申請者（利用者）が障害福祉サービスの利用要件に該当するかを確認します。ケースワーカー会議^{注3}で検討する場合もあります。 介護給付 サービス利用資格要件 訓練等給付 サービス利用資格要件
③利用申請 申請書の受理	障害福祉サービスに必要な書類を揃えて、障害福祉課・こども福祉課に申請します。 支給申請書兼利用者負担額 減額・免除申請書 世帯状況・収入申告 書
④調査 （訪問等による 聴き取り調査） （障害支援区分 の認定調査）	申請を受理した障害福祉課は、支給決定の基礎資料となる障害支援区分認定調査項目（80項目※）、勘案事項整理票に基づく調査を行います。 <u>（注）児童の場合は簡易な認定調査（5領域11項目及び5領域20項目）に基づいて支給決定を行います。</u> ・ 障害支援区分認定調査（アセスメント） ・ 特記事項（調査員意見書） ・ 概況調査票・サービスの利用状況票（全国共通調査項目）
⑤障害支援区分 認定 一次判定 審査会と 二次判定	下記により障害支援区分認定を行います。 認定調査票 80項目 特記事項 一次判定 障害支援区分 1～6の6段階 二次判定 審査会 医師の意見書 一次判定結果 特記事項 ↓ 障害支援区分の認定 市は、認定結果について申請者に通知します。 障害支援区分認定通知書

⑥サービス等利用計画案の提出	①基本情報②週間プラン③サービス等利用計画案をそろえて、相談支援専門員は、伊丹市障害福祉課へ提出します。		
	基本情報	週間プラン (短期入所の利用の時には、 月間プラン等を)	サービス等利用計画案
⑦支給決定	・ 支給するサービス内容と支給量を決定 ・ 障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）との勘案 ・ ケースワーカー会議（注３）による検討。 ・ 必要に応じて、相談支援専門員・申請者との協議調整を行います。 ・ 支給決定案が支給基準との乖離がある場合や協議調整が整わない場合には、審査会に意見を求めます。		
⑧決定通知	支給決定内容を申請者（利用者）に通知します。 受給者証 支給決定通知書 支給決定内訳書 提出されたサービス等利用計画案と同等の場合は、支給決定内訳書は省略します。		



サービス等利用計画の作成

（注３） ケースワーカー会議

障害福祉サービスの支給決定は行政事務として市が行いますが、新規の場合や申請の支給量がサービス支給決定基準を超える場合など、必要に応じて支給決定までの流れの中で行政等関係機関職員によるケースワーカー会議（週１回程度）を開催して支給決定案を作成します。

＜構成メンバー＞

- ・ 障害福祉課、こども福祉課（児・者のケースワーカー会議は別途に開催。）
- ・ その他、必要に応じて次の関係機関の職員が参加することもあります。

相談支援事業者、サービス管理責任者、その他関係機関等

＜業務＞

- ・ 市が定める支給決定基準に基づき支給決定を行います。基準を超える申請について、審査会等へ意見を聴取します。
- ・ 個別に検討を要する申請や関係機関との調整が必要な場合には、ガイドラインと照らし合わせながら、障害支援区分・申請者のサービス利用意向・介護者の状況・社会資源の活用等を勘案し、支給決定に必要な利用計画について協議します。
- ・ 新規申請があった場合、支給決定の可否について協議します。

(4) 支給決定後のサービス利用方法について

障害福祉サービスの支給決定後の利用方法については、以下のとおりです。

手 順	利 用 者	サービス提供事業者
サービス提供事業者の選定	支給決定を受けたサービスを提供している事業所を選定します。 ※事業者は複数選ぶことができます。	日頃よりPRに務めるとともに事業者の概要（職員数・有資格・提供サービスの種別など）を明示するように努めます。
事業者との話し合い	交付された「受給者証」と「支給決定調書(週間プラン)」に基づき自らが選定した事業所と話し合います。	サービス提供に関する内容については、書面等で詳しく説明をします。 利用者からの利用申込みに対して正当な理由なしでサービス提供を拒むことはできません。
契 約	サービスを受ける事業所が決まれば契約を交わします。 契約では、サービス内容・利用時間・苦情の窓口・解約条件等を確認し、「契約書」「重要事項説明書」に記名捺印し、「契約書」等の一部を保管します。	契約の際は必ず「受給者証」の確認をします。 完了すれば「事業者記入欄」に事業者が契約状況等を記載します。 利用者が複数の事業者と契約している場合は、支給量の按分に注意します。
個別支援計画の策定	事業所が作成する「個別支援計画（サービス提供計画）」が提示されますので、確認をします。	「受給者証」の記載内容、「サービス等利用計画」の内容に沿った個別支援計画（サービス提供計画）を作成します。
サービス提供	サービスを利用するごとに、サービス利用記録票にサービス内容を確認して捺印します。	個別支援計画（サービス提供計画）に基づくサービス提供を行います。
利用料の支払い	利用料負担が必要な利用者は事業所に利用料を支払います。	
サービス利用状況報告		利用者に対して、一定期間ごとに利用者に対して障害福祉サービスの代理受領額や利用料(利用者負担額)を書面にて報告します。

7. 障害福祉サービスの利用要件及びサービスの要否の判断基準

(1) 訪問系サービス

サービス区分		障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
居宅介護	身体介護	障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する人が対象になります。 ① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」・「入浴」・「食事」・「排尿」・「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする人 (注) 児童の場合は簡易な認定調査(5領域11項目)になります。 ② ①の支援に適切な介護者を得ることができない場合 ③ 児童の場合は、保護者が介護・支援できない場合
	家事援助	障害支援区分が区分1以上で、次の要件に該当する人が対象になります。 ① 障害支援区分の認定調査項目のうち「移動」・「入浴」・「食事」・「排尿」・「排便」のうち1つ以上、全介助または一部介助の支援を必要とする人 (注) 児童の場合は簡易な認定調査(5領域11項目)になります。 ② 「調理」・「掃除」・「洗濯」・「買物」等の家事に全介助または見守り、一部介助の支援を必要とする人 ③ ②の支援に適切な支援者を得ることができない場合や社会資源の利用をしてもなお支援を要する場合。 ④ 児童の場合は、保護者が家事支援することができない場合 (注) ①の要件は、知的・精神障がい者の判断基準にはなりません。
	通院等介助 (身体介護を伴う)	障害支援区分が区分2以上で、次のいずれか1つ以上に認定されている人が対象になります。 (ア)「歩行」:「全面的な支援が必要」 (イ)「移乗」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要 (ウ)「移動」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要 (エ)「排尿」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要 (オ)「排便」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」が必要
	通院等介助 (身体介護を伴わない)	障害支援区分が区分1以上で、一人で通院が困難な人が対象になります。
	通院等乗降介助	障害支援区分が区分1以上で、次の要件のいずれも満たす場合が対象になります。 ① 自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を必要とする人 ② 乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助又は、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を必要とする人
重度訪問介護		障害支援区分が区分4以上であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人が対象になります。 (ア) 次の①及び②のいずれにも該当していること ① 二肢以上に麻痺等があること ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目(P19 別紙2)の合計点数が10点以上であること なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者はそれぞれ下記要件を満たす人が対象。 ① 加算100分の8.5 区分6に該当する人 ② 加算100分の15 (ア)に該当する人で重度障害者等包括支援の対象となる人

同行援護	同行援護アセスメント調査票（P18 別紙 1）による調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上かつ「移動障害」が 1 点以上の人が対象になります。 ※障害支援区分の認定を必要としないものとしますが、障害支援区分 3 以上に該当すると見込まれる場合は、加算対象となるため認定調査を行います。なお、利用者が実施を望まない場合は、必ずしも認定調査を行う必要はありませんが、加算対象者として支給決定を行いません。 なお、同行援護サービス費の加算対象者はそれぞれ下記要件を満たす人が対象。 ① 100 分の 20 区分 3 に該当する人（児童は、これに相当する支援の度合い） ② 100 分の 40 区分 4 以上に該当する人（児童は、これに相当する支援の度合い） ③ 100 分の 25 盲ろう者（聴覚障害 6 級に相当する人。盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ） ※①及び③または、②及び③の要件を満たす人は、それぞれの加算が算定できます。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、障害支援区分が区分 3 以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 12 項目（P19 別紙 2）の合計点数が 10 点以上の人が対象となります。 （注）児童の場合はてんかん発作について医師意見書は不要。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、障害支援区分が区分 6 に該当し、以下の 3 つのタイプのいずれかに該当する人が対象になります。 【Ⅰ類型】下記のいずれにも該当する人。 (1) 障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者 (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢, 右上肢, 左下肢, 右下肢」いずれも「ある」と認定。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損、(4)筋力の低下、(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (3) 認定調査項目「1群 起居動作寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (4) 認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定 (5) 認定調査項目「6 群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 【Ⅱ類型】下記のいずれにも該当する人。 (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認 (2) 障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者 (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢, 右上肢, 左下肢, 右下肢」いずれも「ある」と認定。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損、(4)筋力の低下、(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。 (4) 認定調査項目「1群 起居動作寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定 (5) 認定調査項目「6 群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 【Ⅲ類型】下記のいずれにも該当する人。 (1) 障害支援区分 6 の「行動援護」対象者 (2) 認定調査項目「6群 認知機能コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 (3) 認定調査項目のうち行動関連項目等 12 項目（P19 別紙 2）の合計点数が 10 点以上と認定

自立生活援助	障害者支援施設もしくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障害者又は居宅において単身であるためもしくはその家族と同居している場合であっても、家族等が障害や疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある人が対象となります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所していた人 ② 共同生活援助を行う住居または福祉ホームに入居していた人 ③ 精神科病院に入院していた人 ④ 救護施設または更生施設に入所していた人 ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた人 ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者または自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた人 ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている人または同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある人であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境または心身の状況等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる人
--------	---

（２）日中活動系サービス

サービス区分	障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
生活介護	地域や施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人であり、次の要件に該当する人が対象になります。 ① 障害支援区分が区分３（障害者支援施設に入所する場合は区分４）以上である人 ② 年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障害者支援施設に入所する場合は区分３）以上である人 ③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分４（５０歳以上の場合は障害支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で次の要件に該当する人が対象になります。 ① 筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であり、障害支援区分が区分６の人 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分５以上の人
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 など

自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 など
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人が対象になります。 ① 就労を希望する人であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 ② あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
就労選択支援	就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とする人が対象となります。対象者に対し短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人又は65歳以上の人(65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた人に限る。)が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されている人が対象になります。具体的には次のような事が挙げられます。 ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ② 50歳に達している人又は障害基礎年金1級を受給している人 ③ ①, ②に該当しない人であって、就労選択支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用を希望している人 ④ ①, ②, ③に該当しない人であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した人(平成27年3月31日までの経過措置) ⑤ 障害者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が就労継続支援(B型)と施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人

就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した人も含む）が対象になります。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設、その他入浴・排泄・食事の介護、必要な支援を適切に行うことのできる施設への短期間の入所を必要とする障害支援区分1以上の障がい者等 (注)児童の場合は簡易な認定調査（5領域11項目（P20別紙3））になります。

（３）居住系サービス

サービス区分	障害支援区分及びサービスの要否の判断基準
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
施設入所支援	以下の①～④のいずれかに該当する人が対象になります。 ① 生活介護を受けている人であつて、障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3）以上である人 ② 自立訓練又は就労移行支援を受けている人であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人 ③ 生活介護を受けている人であつて、障害支援区分4（50歳以上の場合は障害程度区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案作成の手続きを経た上で、市町村が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人 ④ 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が施設入所支援との利用の組み合わせの必要性を認めた人

（４）児童福祉法に基づく児童通所サービス

サービス区分	サービスの要否の判断基準
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童 など

サービス区分	サービスの要否の判断基準
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている児童 ② 指定難病の診断を受けている児童 ③ 特別支援学級に在籍している児童 ④ 医師による発達障害等の診断がある児童 ⑤ 医師により療育の必要性があると認められた児童 ⑥ 特別児童扶養手当の支給対象の児童 ⑦ 自立支援医療(精神通院医療)を受給している児童 など
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童が対象になります。具体的には次のような例が挙げられます。 ① 各種障害者手帳の重度判定であり、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である児童 ② 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童 ③ 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童 など
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童が対象になります。具体的に対象となる施設は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設等になります。

※上記サービスの支給決定にあたって、5領域20項目の調査(P21 別紙4)を行います。
また、利用するサービスによって別途追加調査を行う場合があります。

同行援護のアセスメント調査票

	調査項目	0 点	1 点	2 点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通（日常生活に支障がない。）	2. 約 1 m 離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当しない。	3. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が 90 % 以上である。	4. 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が 95 % 以上である。	視力障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の 1 点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の 1 点又は 2 点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注 1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注 2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。

（視力確認表：A4版）



※別紙２ 行動援護及び重度障害者等包括支援、重度訪問介護の判定基準票

行動関連項目	0点			1点		2点	
(3-3) コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
(3-4) 説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
(4-7) 大声・奇声を出す	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-16) 異食行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-19) 多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-20) 不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-21) 自らを傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-22) 他人を傷つける行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-23) 不適切な行為	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-24) 突発的な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
(4-25) 過食・反すう等	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	
てんかん (主治医の意見書により確認)	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

※別紙3 児童における5領域11項目の調査

	項 目	区 分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行 動 障 害 お よ び 精 神 症 状	・ほぼ毎日 （週5日以上 の）支援 や配慮等が 必要 ・週に1回以 上の支援や 配慮等が必 要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又 は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が 2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合 又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が 2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行 動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多 飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴っ たり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力 が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作 に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏 さ等のため外出や集団参加ができない。また、自 室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

※別紙4 児童における5領域20項目の調査

領域	項目	季節別	判断項目				
1 健康・生活	(1)食事	1	① 一人で食べることができる	② 見守りや声かけがあれば食べることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(2)排せつ	2	① 一人でトイレに移動して排せつすることができる	② 見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(3)入浴	3	① 一人で入浴することができる	② 見守りや声かけがあれば入浴することができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
	(4)衣類の着脱	4	① 一人で衣類の着脱ができる	② 見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
2 感覚・運動	(5)感覚器官(聞こえ)	5	① 特に問題がなく聞こえる	② 補聴器などの補聴器具があれば聞こえる	③ 聞き取りにくい音がある/聴覚等で補助員が必要である	④ 音や声を聞き取ることが難しい	
	(6)感覚器官(口嚥機能)	6	① 嚥んで飲み込むことができる	② 柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる	③ 介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる	④ 嚥乳管などを使用している/口から食べることが難しい	
	(7)姿勢の保持(座る)	7	① 一人で座り、手を離れて座ることができる	② 手で支えて座ることができる	③ 身体の一部を支えることができる	④ 座るために全身を支える必要がある	
	(8)運動の基本技能(目と足の協応)	8	① ケンケンが3回以上できる	② 交互に足を出して階段を昇り降りできる	③ 両足同時にジャンプし、膝関節を曲げることができる	④ 階段は両足を先に出して昇る	⑤ どの動きも難しい
	(9)運動の基本的技能(移動)	9	① 一人で歩くことができる	② 一人で歩くことはできるが、近くでの見守りが必要である	③ 一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助員が必要	④ 一人で歩くことが難しい	
3 認知・行動	(10)危険回避行動	10	① 自発的に危険を回避することができる	② 声かけ等があれば危険を回避することができる	③ 危険を回避するためには、支援者の介入が必要である		
	(11)注意力	11	① 集中して取り組むことができる	② 部分的に集中して取り組むことができる	③ 集中して取り組むことが難しい		
	(12)見通し(予測理解)	12	① 見通しを立てて行動することができる	② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる	③ 視覚的な情報があれば行動することができる	④ その他の工夫が必要	
	(13)見通し(急な変化対応)	13	① 急な予定変更でも問題ない	② 声かけがあれば対応できる	③ 視覚的な手がかりがあれば対応できる	④ その他の工夫やサポートが必要	
	(14)その他	14	① 乱暴な言動はほとんどみられない	② 乱暴な言動がみられるが、対応方法がある	③ 乱暴な言動がみられ、対応方法も特につけない		
4 言語・コミュニケーション	(15)2項関係(人対人)	15	① 目が合い、微笑むことや、嬉しそうなお顔をみせる	② 話している(要求する)時は目が合う	③ あまり目が合わない/合っても持続しない	④ ほとんど目が合わない	
	(16)表出(意思の表出)	16	① 言葉を使って伝えることができる	② 身振りや仕草で伝えることができる	③ 泣いたり怒ったりして伝える	④ 意思表示が難しい	
	(17)読み書き	17	① 支援が不要	② 支援が必要な場合がある	③ 常に支援が必要		
5 人間関係・社会性	(18)人と関わり(相手への関心興味)	18	① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	② ごく限られた人であれば反応する	③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④ 過剰に反応する、または全く反応しない	
	(19)遊びや活動(トラブル頻度)	19	① ほとんどないが、あっても自分たちで解決できる	② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	
	(20)集団への参加(集団参加状況)	20	① 指乗やルールを理解して最初から最後まで参加できる	② 興味がある内容であれば部分的に参加できる	③ 支援があればその場にはいられる	④ 参加することが難しい	

以下、中学生・高校生のみ対象

領域	項目	頁	判断項目			
コミュニケーション	(21)コミュニケーション(言葉遣い)	21	① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる	② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる	③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	④ 適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい
	(22)コミュニケーション(やり取り)	22	① やり取りをすることができる	② 配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする	③ やり取りをすることが難しい	
	(23)コミュニケーション(集団適応力)	23	① 参加することができる	② たまに参加することができる	③ ほとんど参加することがない	④ 参加することが難しい

8. 伊丹市の判断基準（支給量）

（１）訪問系サービスの基準（支給量）

支給量の決定については、申請のあった障がいのある人、難病患者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行います。調査の際、１）地域生活関連、２）就労状況、３）日中活動、４）介護者の有無等、５）居住環境、６）サービス利用状況、７）障害の状況 の項目については十分に把握します。その上で訪問系サービスの基準（支給量）については以下の項目をすべて勘案した上で決定します。

①
標準となる基準（支給量）

②
介護者の状況による基準
（支給量）の調整

③－１ ２人介護の支給基準

③－２ 深夜、早朝の支給基準

①標準となる基準（支給量）

１）日中活動系サービス非利用者（注４）（自宅等）の場合

サービス区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	
							最重度※
身体介護・家事援助 通院等介助	10 時間	20 時間	30 時間	40 時間	55 時間	60 時間	80 時間
居宅介護 （身体介護中心・ 通院介護有）	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	35 時間	50 時間	80 時間
居宅介護 （家事支援中心・ 通院介護なし）	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	20 時間	10 時間	—
行動援護	非該当		30 時間	40 時間	50 時間	65 時間	—
同行援護	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	—
重度訪問介護	非該当			140 時間	170 時間	230 時間	250 時間

※ 「最重度」とは、次のいずれかに該当する者

- ◆認定調査項目の、１－１「寝返り」が「できない」、２－４「排尿」が全介助であり、飲水時に介助を要し、これらの介助を深夜にも定期的に必要とする人。
- ◆重度障害者等包括支援の対象者

2) 他制度、他サービスを利用している場合（日中活動系サービス利用者（注4））

サービス区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
							最重度※
身体介護・家事援助 通院等介助	10 時間	15 時間	20 時間	25 時間	30 時間	40 時間	60 時間
居宅介護 (身体介護中心・ 通院介護有)	5 時間	5 時間	10 時間	15 時間	20 時間	30 時間	60 時間
居宅介護 (家事支援中心・ 通院介護なし)	5 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	10 時間	—
行動援護	非該当		20 時間	30 時間	35 時間	45 時間	—
同行援護	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	—
重度訪問介護	非該当			120 時間	150 時間	210 時間	230 時間

※ 「最重度」とは、次のいずれかに該当する者

- ◆認定調査項目の、1－1「寝返り」が「できない」、2－4「排尿」が全介助であり、飲水時に介助を要し、これらの介助を深夜にも定期的に必要とする人。
- ◆重度障害者等包括支援の対象者

（注4）日中活動系サービス利用者又は非利用者とは・・・

日中活動系サービスを利用している。 （日中活動系サービス利用者）	・法内の障がい者（児）通所施設（事業所）を利用している。 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等のサービスを利用している。 ・学校等に通学している。 ・就労している。 ・週3日以上、地域活動支援センターを利用している。 など
日中活動系サービスを利用していない。 （日中活動系サービス非利用者）	・上記のような日中活動系サービスを利用していない。 ・短期入所のみを利用している。 など

②介護者の状況による基準（支給量）の調整

支給量を決定するための勘案事項の介護者関連項目からポイントを算出し、そのポイントにより、基準支給量を調整します。

★ポイントは調査項目（ア～オ）ごとに該当する項目の数値を積算して算出します。

調 査 項 目		選 択 肢	
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18 歳以上 65 歳未満	× 1
		18 歳未満及び 65 歳以上	× 0.8
		65 歳以上で介護保険適用者	× 0.5
ウ	介護者の在宅時間	18 時間以上	× 1.2
		12 時間以上 18 時間未満	× 1
		12 時間未満	× 0.8
エ	介護者の健康状況	良好	× 1
		やや良好	× 0.8
		不良	× 0.5
オ	利用者以外の同居障がい者等	なし	× 1
		あり	× 0.5

★サービスに係る支給量の調整率

上表により算出されたポイントに基づき、A・B・Cの3区分に分け、標準となる基準（支給量）に対して、Aは120%、Bは100%、Cは80%の調整を行います。

区分	算定ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
A	0.49 未満	支給量 × 1.2	障がい者単身世帯又は介護者が障害・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
B	0.49 以上 1 未満	支給量 × 1	介護者が障害・疾病・高齢・就労等により、日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
C	1 以上	支給量 × 0.8	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

(例) ア介護者：あり、イ介護者の年齢：65 歳未満、ウ介護者の在宅時間：18 時間以上、エ介護者の健康状況：やや良好、オ利用者以外の同居障がい者等：なしの場合

$$1 \times 1 \times 1.2 \times 0.8 \times 1 = 0.96$$

区分Bとなるので、支給量 × 1 が基準となる。

③-1 2人介護の支給水準

2人体制での介助サービスが必要な場合、下記の基準とします。

項 目	対 象 者	加算できる時間
入浴介助	体格が大きい、低緊張、過緊張、骨折や脱きゅうをしや すい、座位保持困難などの身体状況があるため、入浴時 に2人対応が必要な人。かつ適切な介護者が得られない 人。（訪問入浴利用者は除く。）	1時間×15日＝15時間
外出支度の ための介助	区分6で移乗が全介助、かつ更衣・移乗等外出の準備に 必要な支援で2人介助が必要な人。さらに適切な介護者 が得られない人。	1時間×31日＝31時間

③-2 深夜・早朝の支給基準

区分5または区分6で、障害支援区分の認定調査項目のうち、1-1「寝返り」が「できない」、
2-4「排尿」が全介助であり、飲水に全介助を要する人で、適切な介護者が得られず深夜・早朝
の介護を必要とする人は、下記の時間数を上記の基準（支給量）に加算することができます。

◆身体介護で加算が必要な人

62時間＝0.5時間×4回×31日

◆重度訪問介護で加算が必要な人

124時間＝1時間×4回×31日

※1ヶ月あたりの支給量を決める算定方法

週間支給量×4.5＝月支給量

(2) 訪問系サービスの基準（重度訪問介護の訪問先拡大）

重度訪問介護を提供できる場所として、「居宅に相当する場所として」新たな訪問先が拡大していま
す。その支給基準は以下のようにします。

◆対象者 障害支援区分4以上

◆対象となる訪問先 入院または入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所

◆支援内容 利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援
病院等に入院または入所中には、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定
による療養の給付や介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給
付等が行われることを踏まえています。

【例】

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位変換）について、医療従事者など
的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活
習慣を医療従事者に伝達し病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

◆支給量

基準		200時間
入院から当初10日間	1日8時間	
入院から11日目以降	1日6時間	

◆留意事項 病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響が無いように病院等の職員と十分に
調整をしたうえで支援を行うことに留意してください。

(3) 日中活動系サービスの基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
日中活動系サービス 介護給付・訓練等給付	当該月の日数から8日を控除した日数

※日中活動系のサービスを複数利用する場合、1週あたりの日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む）の合計が5日／週を超えない範囲での支給になります。

サービス区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所(ショートステイ)	7日	7日	7日	7日	7日	7日

※短期入所の日数は、入所した日と退所した日の両方を含むので、1泊の場合は2日で計算します。

(4) 居住系サービスの基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
共同生活援助(グループホーム)	当該月の日数
施設入所支援	

(5) 障がい児童の基準（支給量）

サービス区分	標準支給量
居宅介護（身体・家事・通院）	25 時間
行動援護	30 時間
同行援護	30 時間
短期入所	7 日

※障がい児童に対する2人介護については、個別に検討します。

※本来、保護者が行う家庭教育の一環としての買物・調理等の指導は除きます。

※15歳以上の重度訪問介護、重度障害者等包括支援は、障がい者の認定調査項目と同じ調査を行い、審査会に意見を求めた上で支給の要否を決定します。

9. 地域生活支援事業

サービス区分	標準支給量
移動支援	別に定める移動支援の支給基準ガイドラインに基づきます。
訪問入浴	週 1 回、必要に応じて週 2 回も可（夏期等）
日中一時支援	7 日／月

※日中一時支援事業の、4 時間未満・4 時間以上 8 時間未満・8 時間以上の各々を 1 日としてカウントします。

10. 児童通所サービス

サービス区分	標準支給量
児童発達支援	月 14 日
放課後等デイサービス	月 14 日
居宅訪問型児童発達支援	9 日／月
保育所等訪問支援	2 日／月

11. サービス利用に関するQ&A

Q：一時的に7日を超える短期入所を決定した場合の事後処理について

A：介護者の病気等で一時的に標準支給量を超える短期入所を決定した場合は、短期入所の終了が確定しだい、元の支給決定にもどします。
ただし、14日を超える利用については、介護者が不在である旨の書類（診断書）等の提出を求める場合があります。

Q：日中活動系のサービスを複数種類を利用できますか。

A：1週当たりの日中活動系サービス（地域活動支援センターを含む）の合計が5日／週を超えない範囲での支給決定になります。
5日×4.5週＝22.5日→23日／月（受給者証の表記＝「当該月の日数－8日」）です。

Q：日中活動系のサービスをやめた場合、居宅介護を増やしてもらえますか。

A：利用者の状態に応じて居宅介護を増やします。ただし、日中活動系サービスの利用を優先しますので、期間を限定して支給を決定し、日中活動系サービスの場を調整します。

Q：訪問入浴の入浴可否について

A：回数は原則として1回／週、他の方法（訪問看護等）により入浴の機会が得られる場合は対象になりません。

Q：居宅介護とはどのようなサービス内容の支援ですか。

A：いわゆるホームヘルプサービスのことです。
身体介護として、起床・就寝介助、排せつ介助、食事介助、体位変換、入浴介助などがあります。
また、家事援助として調理・掃除・買物・洗濯等を支援します。
さらに、通院介助（身体介護を伴う・伴わない）、通院等乗降介助もあります。

Q：介護者が入院したので、居宅介護を増やしてもらえますか。

A：入院を予定する期間を確認し、他の家族の支援などを考慮したうえで、必要な時間を算定します。
なお、一時的に介護者が不在の場合は短期入所の利用も検討します。

Q：家族の留守中における障害のある人の見守りや安全確認に居宅介護を利用できますか。

A：居宅介護は、見守りだけを行う支援はありませんので、居宅介護は利用できません。

Q：入院中や施設入所中は、居宅介護は利用できないのですか。

A：重度訪問介護については、利用している方が病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所した場合、意思疎通の支援その他の必要な支援を受けることができます。

Q：身体障がい者への2人介護の必要な要件として、「体格が大きい」とありますが、具体的にはどういう状態ですか。

A：「体格が大きい」というのは、ヘルパーが1人で抱えたりすることが不可能な状態を指すものです。
この判断については、障害福祉課・こども福祉課が個別に対応します。なお、知的障がい者や障が

い児童に対する 2 人介護についても、状況をみながら障害福祉課・こども福祉課が個別に判断します。

Q：児童に対して、家庭生活における調理の指導を兼ねた家事援助（調理）を利用できますか。

A：児童への生活指導は家庭教育の一環として保護者が行う支援となりますので利用できません。

しかし、18 歳以上の方で、自立生活の支援として家事援助を受けながら、調理方法を習得する場合は利用できます。

Q：視覚障がい者で 65 歳に到達し、介護保険の要介護認定を申請し、非該当となったので、引き続き居宅介護を継続できますか。

A：希望する内容によりますが、引き続き、居宅介護を継続できます。

Q：介護保険で「要介護 5」の認定を受け、区分支給限度額までサービスを利用していますが、それだけでは訪問介護サービスが足りません。このような場合、障害福祉サービスから支給を受けることはできますか。

A：障害者総合支援法の規定により、介護保険給付対象者については介護保険サービスが優先されます。ただし、「要介護 5」の区分支給限度額を使い切ってもなお、ヘルパーによる身体介護が必要であると認められる場合については、下記の要件等に照らし、重度訪問介護の支給を検討しますので、障害福祉課へご相談ください。

- 介護保険の要介護認定において「要介護 5」であること
- 「要介護 5」の区分支給限度額をすべて使い切っていること
（その中身について訪問介護が 3 分の 2 程度であること）
- 障害支援区分認定において「区分 6」であり、通所サービスや短期入所の利用が困難な人

12. 利用事例（サービス利用例）

※ サービス支給に伴う状態像の時間帯等はイメージになります。

事例1 重度身体障がい者（障害支援区分5）日中活動系サービス利用

重度身体障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用） 50歳 家族同居 就労なし							
中途障害で、配偶者と2人暮らし。家事等では困っていないが入浴等の介護に困っている。 また、社会参加や余暇活動にも積極的に参加の希望がある。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00							
9:00							
10:00	生活介護			生活介護			家事援助 (買物等) 1時間
11:00							
12:00	デイサービス			デイサービス			
13:00							
14:00							
15:00			身体介護 (通院) 1.5時間				
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00						身体介護 (入浴) 1時間	
夜間							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
身体介護	1h × 4.5週 ÷ 5h	5h	1h
通院介助(身体介護を伴う)	1.5h × 4.5週 ÷ 7h	7h	1.5h
家事援助	1h × 4.5週 ÷ 5h	5h	1h
生活介護	2回 × 4.5週 ÷ 9	9日	
短期入所		7日	
その他のサービス 住宅改造			

事例2 重症心身障がい者（障害支援区分6）日中活動系サービス利用

重症心身障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用・療育手帳A判定）28歳							
家族同居							
就労なし							
重症心身障がい者で家族と同居。吸引等の医療的ケアが必要。							
家庭では家族が支援しているが、日中や休日の社会参加を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8:00							
9:00						身体介護 1時間 (入浴)	
10:00	生活介護（デイサービス） (訓練、入浴、給食等)						
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
夜間							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量/月	1回あたりの時間
身体介護(2人対応)	1h×4.5週≒5h 5h×2人=10h	10h	1h
生活介護		当該月の日数-8日	
短期入所		7日	
その他のサービス			
移動支援事業	4h×4.5週=18h		
住宅改造			

事例3 重度身体障がい者（障害支援区分6）日中活動系サービス利用

重度身体障がい者（身体障害者手帳1級で常時車いす利用） 40歳 単身 就労なし							
脳性まひによる全身性障がい者で単身生活を送っている。 日中は生活介護事業所に通所しているが、自宅では買物・調理・清掃等の家事、排泄・入浴、夜間の体位変換の支援を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝	体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間				体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間
8:00	起床介助	起床介助					
9:00	朝食	朝食				離床調理 1.5時間	離床調理 1.5時間
10:00	1.5時間	1.5時間					
11:00	生活介護事業所 午前9時30分～午後4時					外出	
12:00						2時間	
13:00							
14:00							
15:00						トイレ・調理	トイレ・調理
16:00						3.5時間	3.5時間
17:00	夕食 3.5時間	夕食 入浴介助 1時間 (2人)	夕食 就寝介助 3.5時間	夕食 入浴介助 1時間 (2人)	夕食 就寝介助 3.5時間	入浴等 1時間 (2人)	
18:00							
19:00							
20:00							
夜		体位変換 0.5時間		体位変換 0.5時間		体位変換 0.5時間	体位変換 0.5時間
深夜	体位変換 0.5時間		体位変換 0.5時間		体位変換 0.5時間		

サービス区分	積算根拠	支給量／月
重度訪問介護 （うち移動加算）	37h×4.5週＝167h	167時間
短期入所		7日
その他のサービス 住宅改造		

事例 4 知的障がい者（障害支援区分 4）日中活動系サービス利用

知的障がい者（療育手帳 A） 30 歳 家族同居 就労なし							
平日の日中は就労継続支援 B 型の事業所に通っている。家族も同居しており家事は家族がしている。家族としては、自立に向けて短期入所利用やヘルパーとの外出や買物等の生活体験の領域を広めたいと希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8 : 00							
9 : 00							
10 : 00	就労継続支援 B 型 午前 10 時～午後 4 時						移動支援事業 4 時間 (買物)
11 : 00							
12 : 00							
13 : 00							
14 : 00							
15 : 00							
16 : 00							
17 : 00							
18 : 00							
19 : 00							
20 : 00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量／月	1 回あたりの時間
短期入所		7 日	
就労継続支援 B 型		当該月の日数－8 日	
その他のサービス 移動支援事業 4 h × 4.5 週 = 18 h			

事例5 知的障がい者（障害支援区分1）日中活動系サービス非利用

知的障がい者（療育手帳B 1）								
単身世帯								
就労あり								
平日は就労しており、家族と離れてグループホームで暮らしている。週末は実家に帰っているが、その際に、買物等の社会体験の領域を広めたいと移動支援を希望している。								
時間	月	火	水	木	金	土	休日	
早朝	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム	グループホーム			
8：00	就 労							移動支援事業 4時間 (社会参加)
9：00								
10：00								
11：00								
12：00								
13：00								
14：00								
15：00								
16：00								
17：00								
18：00	グループホーム							
19：00								
20：00								
夜								
深夜								

サービス区分	積算根拠	支給量／月	1回あたりの時間
共同生活援助		31日	
その他のサービス 移動支援事業 4h × 4.5週 = 18h			

事例 6 精神障がい者（障害支援区分 2）日中活動系サービス利用

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳 2 級） 家族同居 就労なし							
平日は地域活動支援センターに通所している。高齢の母と二世帯であり、母は介護保険の認定を受けている。うつ状態とパニック障害のため、日常の家事と一人での通院が困難なため、家事援助と 2 週間に 1 回の通院介助を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝 8 : 00 9 : 00 10 : 00 11 : 00 12 : 00 13 : 00 14 : 00 15 : 00 16 : 00 17 : 00 18 : 00 19 : 00 20 : 00 夜 深夜							
	地域活動支援センター					通院介助 4 時間	
	家事援助 1 時間 (調理・掃除)			家事援助 1 時間 (調理・掃除)			

サービス区分	積算根拠	支給量／月	1 回あたりの時間
家事援助	1 h × 2 回 × 4.5 週 = 9 h	9 h	1 h
通院介助(身体介護を伴わない)	4 h × 3 回 = 12 h	12 h	4 h

事例 7 障がい児童（区分 2）日中活動系サービス利用

障がい児童（身体障害者手帳 1 級） 11 歳 家族同居 就学（小学校）							
重度障がい児で、両親・きょうだいと暮らしている。平日の日中は小学校に通学している。 父親の帰りが遅いため、麻痺拘縮が強い本人を入浴させることに困っており、入浴の支援を希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8 : 00							
9 : 00	学 校						
10 : 00							
11 : 00							
12 : 00							
13 : 00							
14 : 00							
15 : 00							
16 : 00		身体介護 1 時間 (入浴)		身体介護 1 時間 (入浴)			
17 : 00							
18 : 00							
19 : 00							
20 : 00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量／月	1 回あたりの時間
身体介護	1 h × 2 回 × 4.5 週 = 9 h	9 h	1 h
短期入所		7 日	
その他のサービス 日中一時支援事業			

事例 8 障がい児童（区分 3）日中活動系サービス利用

障がい児童（療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級） 15 歳 家族同居 就学（高校 1 年）							
重度の知的障害と精神障害 1 級の重複障害があり、両親と暮らしている。 中学時代より幾分落ち着いてきており、自力で登校している。 父親は就労、母親は体調不良（糖尿病）のため、母親の通院時や土曜日にヘルパーと外出して、 社会参加の機会をつくりたいと希望している。							
時間	月	火	水	木	金	土	休日
早朝							
8 : 00	学 校						
9 : 00							
10 : 00						行動援護 6 時間	
11 : 00							
12 : 00							
13 : 00							
14 : 00							
15 : 00							
16 : 00		行動援護 2 時間					
17 : 00							
18 : 00							
19 : 00							
20 : 00							
夜							
深夜							

サービス区分	積算根拠	支給量／月	1 回あたりの時間
行動援護	$2 \text{ h} \times 4.5 \text{ 週} = 9 \text{ h}$ $6 \text{ h} \times 2 \text{ 回} = 12 \text{ h}$	21 h	
短期入所		7 日	
その他のサービス 日中一時支援事業			

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)			
※ 新たに対象となる疾病(3疾病) △ 表記が変更された疾病(5疾病) ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)			
番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症	51	全身性強皮症
2	筋萎縮性側索硬化症	52	混合性結合組織病
3	脊髄性筋萎縮症	53	シェーグレン症候群
4	原発性側索硬化症	54	成人発症スチル病
5	進行性核上性麻痺	55	再発性多発軟骨炎
6	パーキンソン病	56	ベーチェット病
7	大脳皮質基底核変性症	57	特発性拡張型心筋症
8	ハンチントン病	58	肥大型心筋症
9	神経有棘赤血球症	59	拘束型心筋症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	60	再生不良性貧血
11	重症筋無力症	61	自己免疫性溶血性貧血
12	先天性筋無力症候群	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	63	免疫性血小板減少症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	64	血栓性血小板減少性紫斑病
15	封入体筋炎	65	原発性免疫不全症候群
16	クロウ・深瀬症候群	66	IgA 腎症
17	多系統萎縮症	67	多発性嚢胞腎
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	68	黄色靱帯骨化症
19	ライソゾーム病	69	後縦靱帯骨化症
20	副腎白質ジストロフィー	70	広範脊柱管狭窄症
21	ミトコンドリア病	71	特発性大腿骨頭壊死症
22	もやもや病	72	下垂体性ADH分泌異常症
23	プリオン病	73	下垂体性TSH分泌亢進症
24	亜急性硬化性全脳炎	74	下垂体性PRL分泌亢進症
25	進行性多巣性白質脳症	75	クッシング病
26	HTLV-1関連脊髄症	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
27	特発性基底核石灰化症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
28	全身性アミロイドーシス	78	下垂体前葉機能低下症
29	ウルリッヒ病	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
30	遠位型ミオパチー	80	甲状腺ホルモン不応症
31	ベスレムミオパチー	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
32	自己食食空胞性ミオパチー	82	先天性副腎低形成症
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	83	アジソン病
34	神経線維腫症	84	サルコイドーシス
35	天疱瘡	85	特発性間質性肺炎
36	表皮水疱症	86	肺動脈性肺高血圧症
37	膿疱性乾癬（汎発型）	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
39	中毒性表皮壊死症	89	リンパ脈管筋腫症
40	高安動脈炎	90	網膜色素変性症
41	巨細胞性動脈炎	91	バッド・キアリ症候群
42	結節性多発動脈炎	92	特発性門脈圧亢進症
43	顕微鏡的多発血管炎	93	原発性胆汁性胆管炎
44	多発血管炎性肉芽腫症	94	原発性硬化性胆管炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	95	自己免疫性肝炎
46	悪性関節リウマチ	96	クローン病
47	バージャー病	97	潰瘍性大腸炎
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	98	好酸球性消化管疾患
49	全身性エリテマトーデス	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

101	腸管神経節細胞僅少症	151	ラスムッセン脳炎
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	152	P C D H 19関連症候群
103	CFC症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
104	コステロ症候群	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
105	チャージ症候群	155	ランドウ・クレフナー症候群
106	クリオピリン関連周期熱症候群	156	レット症候群
107	若年性特発性関節炎	157	スタージ・ウェーバー症候群
108	TNF受容体関連周期性症候群	158	結節性硬化症
109	非典型溶血性尿毒症症候群	159	色素性乾皮症
110	ブラウ症候群	160	先天性魚鱗癬
111	先天性ミオパチー	161	家族性良性慢性天疱瘡
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
113	筋ジストロフィー	163	特発性後天性全身性無汗症
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	164	眼皮膚白皮症
115	遺伝性周期性四肢麻痺	165	肥厚性皮膚骨膜炎
116	アトピー性脊髄炎	166	弾性線維性仮性黄色腫
117	脊髄空洞症	167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
118	脊髄髄膜瘤	168	エーラス・ダンロス症候群
119	アイザックス症候群	169	メンケス病
120	遺伝性ジストニア	170	オクシピタル・ホーン症候群
121	脳内鉄沈着神経変性症	171	ウィルソン病
122	脳表ヘモジデリン沈着症	172	低ホスファターゼ症
123	H T R A 1 関連脳小血管病	173	VATER症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	174	那須・ハコラ病
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	175	ウィーバー症候群
126	ペリー病	176	コフィン・ローリー症候群
127	前頭側頭葉変性症	177	ジュベール症候群関連疾患
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	178	モワット・ウィルソン症候群
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	179	ウィリアムズ症候群
130	先天性無痛無汗症	180	A T R - X 症候群
131	アレキサnder病	181	クルーゾン症候群
132	先天性核上性球麻痺	182	アペール症候群
133	メビウス症候群	183	ファイファー症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	184	アントレー・ビクスラー症候群
135	アイカルディ症候群	185	コフィン・シリス症候群
136	片側巨脳症	186	ロスムンド・トムソン症候群
137	限局性皮質異形成	187	歌舞伎症候群
138	神経細胞移動異常症	188	多脾症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	189	無脾症候群
140	ドラベ症候群	190	鰓耳腎症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	191	ウェルナー症候群
142	ミオクロニー欠神てんかん	192	コケイン症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	193	プラダー・ウィリ症候群
144	レノックス・ガストー症候群	194	ソトス症候群
145	ウエスト症候群	195	ヌーナン症候群
146	大田原症候群	196	ヤング・シンプソン症候群
147	早期ミオクロニー脳症	197	1 p36欠失症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	198	4 p欠失症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	199	5 p欠失症候群
150	環状20番染色体症候群	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

201	アンジェルマン症候群	251	尿素サイクル異常症
202	スミス・マギニス症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
203	22q11.2欠失症候群	253	先天性葉酸吸収不全
204	エマヌエル症候群	254	ポルフィリン症
205	脆弱X症候群関連疾患	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
206	脆弱X症候群	256	筋型糖原病
207	総動脈幹遺残症	257	肝型糖原病
208	修正大血管転位症	258	ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
209	完全大血管転位症	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
210	単心室症	260	シトステロール血症
211	左心低形成症候群	261	タンジール病
212	三尖弁閉鎖症	262	原発性高カイロミクロン血症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	263	脳髄黄色腫症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	264	無βリポタンパク血症
215	ファロー四徴症	265	脂肪萎縮症
216	両大血管右室起始症	266	家族性地中海熱
217	エプスタイン病	267	高IgD症候群
218	アルポート症候群	268	中條・西村症候群
219	ギャロウェイ・モワト症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
220	急速進行性糸球体腎炎	270	慢性再発性多発性骨髄炎
221	抗糸球体基底膜腎炎	271	強直性脊椎炎
222	一次性ネフローゼ症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
224	紫斑病性腎炎	274	骨形成不全症
225	先天性腎性尿崩症	275	タナトフォリック骨異形成症
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	276	軟骨無形成症
227	オスラー病	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
228	閉塞性細気管支炎	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
230	肺胞低換気症候群	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
231	α1ーアンチトリプシン欠乏症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
232	カーニー複合	282	先天性赤血球形成異常性貧血
233	ウォルフラム症候群	283	後天性赤芽球病
234	ベルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
235	副甲状腺機能低下症	285	ファンconi貧血
236	偽性副甲状腺機能低下症	286	遺伝性鉄芽球性貧血
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	287	エプスタイン症候群
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	289	クロンカイト・カナダ症候群
240	フェニルケトン尿症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
241	高チロシン血症1型	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
242	高チロシン血症2型	292	総排泄腔外反症
243	高チロシン血症3型	293	総排泄腔遺残
244	メープルシロップ尿症	294	先天性横隔膜ヘルニア
245	プロピオン酸血症	295	乳幼児肝巨大血管腫
246	メチルマロン酸血症	296	胆道閉鎖症
247	イソ吉草酸血症	297	アラジール症候群
248	グルコーストランスポーター1欠損症	298	遺伝性膀胱炎
249	グルタル酸血症1型	299	嚢胞性線維症
250	グルタル酸血症2型	300	IgG4関連疾患

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(348疾病)

301	黄斑ジストロフィー		
302	レーベル遺伝性視神経症		
303	アッシャー症候群		
304	若年発症型両側性感音難聴		
305	遅発性内リンパ水腫		
306	好酸球性副鼻腔炎		
307	カナバン病		
308	進行性白質脳症		
309	進行性ミオクローヌスてんかん		
310	先天異常症候群		
311	先天性三尖弁狭窄症		
312	先天性僧帽弁狭窄症		
313	先天性肺静脈狭窄症		
314	左肺動脈右肺動脈起始症		
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症		
316	カルニチン回路異常症		
317	三頭酵素欠損症		
318	シトリン欠損症		
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症		
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症		
321	非ケトーシス型高グリシン血症		
322	β-ケトチオラーゼ欠損症		
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
324	メチルグルタコン酸尿症		
325	遺伝性自己炎症疾患		
326	大理石骨病		
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）		
328	前眼部形成異常		
329	無虹彩症		
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症		
331	特発性多中心性キャッスルマン病		
332	膠様滴状角膜ジストロフィー		
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群		
334	脳クレアチン欠乏症候群		
335	ネフロン癆		
336	家族性低βリポタンパク血症 ¹ （ホモ接合体）		
337	ホモシスチン尿症		
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		
339	M E C P 2 重複症候群		
340	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）		
341	T R P V 4 異常症		
342	LMNB1 関連大脳白質脳症		
343	PURA 関連神経発達異常症		
344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症		
345	乳児発症 STING 関連血管炎		
346	原発性肝外門脈閉塞症		
347	出血性線溶異常症		
348	ロウ症候群		

伊丹市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）

編集日：令和８年（２０２６年）８月１４日

編集：障害福祉課・こども福祉課

※このガイドラインは、伊丹市の障害福祉サービス等支給決定基準の考え方を一定の指標に従ってまとめたものです。
今後の地域における事業の必要性の有無や社会情勢等に変更することがあります。